

18消安第2872号
平成18年6月12日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 中川 昭

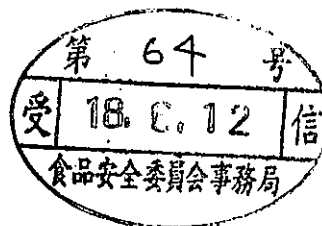


食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

下記の事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の6の飼料添加物一般の試験法のうち（24）窒素定量法のセミマイクロケルダール法の操作法並びに（34）沸点測定法及び蒸留試験法の第1法の操作法及び第2法の装置について、石綿及び石綿板を用いない形に改正すること。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

1. 経緯

農林水産省は、厚生労働省が促進するアスベスト製品の使用等の原則禁止及び代替化を受けて、平成17年12月21日に農業資材審議会からの答申を得て、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第2の6の飼料添加物一般の試験法の

- ①（24）窒素定量法のセミマイクロケルダール法の操作法
- ②（34）沸点測定法及び蒸留試験法の第1法の操作法及び同試験法の第2法の装置

について、石綿及び石綿板を用いない形に改正することとした。

なお、今般の改正は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下、「飼料安全法」という。）第3条第1項に基づき定められた省令を改正するものであるが、改正事項は規格の確認に用いられる試験法に係る部分である。

2. 現状

飼料安全法に基づく立入検査及び飼料添加物の検査を行う独立行政法人肥飼料検査所及び同法に基づき登録された複数の登録検査機関に確認したところ、既に石綿及び石綿板を使用しておらず、セラミック金網やるつぼ用マッフルを代替品として使用している。

3. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた後、成分規格等省令の改正に係る所要の手続を進めることとする。